

「日本国憲法」について、息子と勉強する

法律事務所職員
斉藤 真奈美

日本国憲法との出会い

小学校6年生の息子が、3学期の半ばを過ぎたある日突然、「ママ、日本国憲法の3つの特徴を言ってごらん!」と、私に問いかけた。

「え〜っと ??? 憲法第9条でしょ…。第25条でしょ…。??? それから… ???」とっさの質問に、困惑した私は適当な答えで、ごまかそうとした。

「な〜んだ! ママは、そんな覚え方してるんだ! じゃ、僕がいうよ。まず、平和主義でしょ。基本的人権の尊重でしょ。そして、国民主権だよ!」
「……」(驚いた)。

息子の表情といたら、それはそれは得意気だった。そんな息子がとても偉大に見えた。

「野球選手になることが夢」で、いつも野球のことしか話さない息子の口から勉強の話がでるなんて…。私は自分の耳を疑った。法律事務所に入所してまもなく息子を出産。その当時施行されたばかりの育児休業を1年間取得して、職場のみんなに支えられ、なんとかすごしてこられた12年間で、息子も立派に成長してくれたことを改めて実感した。平日はほぼ帰りの遅い母を恋しがり、時には批判しながらも、「私の仕事を多少なりとも理解してくれているらしい」と、伝わってきてとてもうれしかった。同時に、未来の日本を築くこの子どもたちと、もっともっと日本国憲法について語っていかねば…と、体の中からふり立つ熱いものを感じた。

世界に誇る日本国憲法

子どもたちは、小学校6年生で初めて「日本国憲法」というものに会う。そして、世界に誇る3つの特徴を教わる。「平和主義・基本的人権の尊重・国民主権」

世界に誇るこの日本国憲法が、今何故「改正」されようとしているのか…? その必要が、どこにあるのか? 日本国憲法に出会ったばかりの「まっすぐな」息子に、どう話していいか戸惑う…。

私は、一昨年から事務所の弁護士や地域の人々と「憲法9条を守る運動」に携わっている。9条の会を発足し、多くの人々に問題提起をせず知ってもらうことが大切と、今までに4回の講演会や映画上映会を企画し、「今、憲法9条を守ろう!」と活動してきた。そんな中での息子との会話は、理屈なしで「日本国憲法」の素晴らしさをも確信させられた。

弁護士は、憲法の担い手

息子と一緒にインターネットで、「日本国憲法」を開いてみた。「わあ〜、難しい」と、いいながら、息子はそれでも読んでいた。同時に、弁護士についても検索してみた。弁護士の使命とは「基本的人権を擁護、社会正義を実現」と、書かれている。

基本的人権の擁護とは、憲法が保障する基本的人権に対する侵害を回復・救済し、または未然に侵害を排除することをいい、社会正義の実現とは、人が社会生活を送るうえで、絶対的に自由であり平等であることを達成することをいうもの。弁護士は、この理念に基づいて誠実に活動し、「誰もが安心して暮らせる社会」の実現に取り組んでいる。と、記載。

まさに、憲法の担い手である。そして、その弁護士を支える私たち事務職員もまた誇りをもって、その使命実現のための環境づくり、理解と行動が必要ではないかと思った。そして「ママは、こんな仕事のやり方を目指す!!」と息子と語り合った。